



三重県公報

令和8年10月2日（金）

第 759 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
56	三重県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	(地球温暖化対策課)	2
	公 安 委 規 則		
7	三重県警察の留置施設の実地監査に関する規則	(公 安 委 員 会)	5
	告 示		
610	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	6
611	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治 山 林 道 課)	6
612	区域内特定養殖業者の同意が要件に適合している旨	(漁 政 課)	7
	公 告		
	土地改良区役員の退任の届出	(農 地 調 整 課)	7
	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	8
	同件	(同)	8
	公共測量を実施する旨の通知	(公 共 用 地 課)	8
	同件	(同)	9
	同件	(同)	9
	同件	(同)	9
	同件	(同)	9
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	10
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建 築 開 発 課)	10
	二級建築士の免許を取り消した旨	(同)	10
	県営住宅の入居希望者の募集	(住 宅 政 策 課)	10

規 則

三重県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。
令和八年十月二日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

三 重 県 規 則 第 五 十 六 号

三重県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則
三重県環境影響評価条例施行規則（平成十一年三重県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後

（準対象事業）

第六十条 条例第二十三条の二に規定する準対象事業とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 別表第一第十号の項から第十五号の項まで又は第十七号の項の上欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる内容に該当するものであつて、かつ、準対象事業の規模に係る数値について同表の下欄に掲げる規模に係る数値に対する比が〇・五以上のもの

二 別表第一第五号の項の上欄に掲げる事業の種類のうち同表の中欄(9)に該当するものであつて、かつ、準対象事業の規模に係る数値について同表の下欄に掲げる規模に係る数値に対する比が〇・五以上のもの又は事業の用に供する敷地面積（都市計画法第九条第十三項に規定する工業専用地域に定められた地域の面積を除く。以下同じ。）のうち森林（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第三項に規定する国有林及び同法第五条第一項の地域森林計画の対象となつている民有林をいう。第三号において同じ。）の面積が一ヘクタール以上含まれるもの

三 別表第一第五号の項の上欄に掲げる事業の種類のうち同表の中欄(10)に該当するものであつて、かつ、準対象事業の規模に係る数値について同表の下欄に掲げる規模に係る数値に対する比が〇・五以上のもの又は事業の用に供する敷地面積のうち森林の面積が一ヘクタール以上増加し、発電設備の新設を伴うもの

別表第一（第三条関係）

事業の種類	事業の要件	
	内容	規模
一〜四（略）	(略)	(略)
五 電気工作物の設置又は変更の事業（条例別表	(1)〜(8)（略）	(略)
	(9) 太陽光発電所	事業の用に供する敷
	（建築基準法	地面積が十ヘクタール

改 正 前

（準対象事業）

第六十条 条例第二十三条の二に規定する準対象事業とは、別表第一第十号の項から第十五号の項まで又は第十七号の項の上欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる内容に該当するものであつて、かつ、準対象事業の規模に係る数値について同表の下欄に掲げる規模に係る数値に対する比が〇・五以上のものとする。

別表第一（第三条関係）

事業の種類	事業の要件	
	内容	規模
一〜四（略）	(略)	(略)
五 電気工作物の設置又は変更の事業（条例別表	(1)〜(8)（略）	(略)

第五号に掲げる事業)	(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物に発電設備を新設するものを除く。(10)において同じ。)の設置の工事の事業	ル以上であるもの
六・七 (略)	(略)	(略)
八 (略)	(1) 工場又は事業場(以下この項において「工場等」という。)の新設の事業	(略)
九～十八 (略)	(2) (略)	(略)
備考 (略)		

別表第二(第三十六条、第四十二条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
一～九 (略)	(略)	(略)
十 別表第一第五号の項内容の欄(9)又は(10)に該当する対象事業	事業の用に供する敷地面積の位置 対象事業実施区域の位置	新たに事業の用に供する敷地面積となる部分の面積が修正前の事業の用に供する敷地面積の十パーセント未満であり、かつ五ヘクタール未満であること。 修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
十一～二十三 (略)	(略)	(略)

別表第三(第三十八条関係)

対象事業の種類	行為
---------	----

第五号に掲げる事業)		
六・七 (略)	(略)	(略)
八 (略)	(1) 工場又は事業場(電気供給業に属する発電所で太陽光を電気に変換するものを除く。以下この項において「工場等」という。)の新設の事業	(略)
九～十八 (略)	(2) (略)	(略)
備考 (略)		

別表第二(第三十六条、第四十二条関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
一～九 (略)	(略)	(略)
十～二十二 (略)	(略)	(略)

別表第三(第三十八条関係)

対象事業の種類	行為
---------	----

一 (略)	(1) (略) (5) 森林法第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請
二～五 (略)	(略)
六 別表第一第五号の項内容の欄(1)から(8)までのいずれかに該当する対象事業	(略)
七 別表第一第五号の項内容の欄(9)又は(10)に該当する対象事業(ただし、この項行為の欄(2)から(4)までに掲げる行為にあつては、造成を伴う対象事業に限る。)	(1) 電気事業法第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出 (2) 都市計画法第二十九条の規定による許可の申請 (3) 森林法第十条の二第一項の規定による許可の申請 (4) 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の規定による許可の申請
八・九 (略)	(略)
十 (略)	(1) (略) (8) (略) (9) 農地法第四条第一項又は第五条第一項の規定による許可の申請 (10) 建築基準法第六条第一項の規定による確認の申請
十一～二十 (略)	(略)

備考 (略)

別表第四(第四十六条、附則第四項関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
一～十 (略)	(略)	(略)
十一 別表第一第五号の項内容の欄(9)又は(10)に該当する対象事業	事業の用に供する敷地面積の位置 対象事業実施区域の位置	新たに事業の用に供する敷地面積となる部分の面積が変更前の事業の用に供する敷地面積の十パーセント未満であり、かつ五ヘクタール未満であること。 変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと

一 (略)	(1) (略) (5) 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請
二～五 (略)	(略)
六 別表第一第五号の項に該当する対象事業	(略)
七・八 (略)	(略)
九 (略)	(1) (略) (8) (略) (9) 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四条第一項又は第五条第一項の規定による許可の申請 (10) 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第六条第一項の規定による確認の申請
十～十九 (略)	(略)

備考 (略)

別表第四(第四十六条、附則第四項関係)

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
一～十 (略)	(略)	(略)

十一、二十二	(略)	と。
(略)		(略)

十一、二十二	(略)	(略)
(略)		(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行により新たに三重県環境影響評価条例（平成十年三重県条例第四十九号。以下「条例」という。）第二条第二項に規定する対象事業（以下「対象事業」という。）又は条例第二十三条の二に規定する準対象事業（以下「準対象事業」という。）に該当するもののうち、前項に規定する施行の日前に、次の各号に掲げる行為がなされたもの（施行の日以後その内容を変更せず、事業規模を縮小し、又はこの規則による改正後の三重県環境影響評価条例施行規則（平成十一年三重県規則第六十五号。以下「新規則」という。）第四十六条第一項の規定による軽微な変更若しくは同条第二項の規定による変更のみをして実施されるものに限る。）については、条例第三章から第八章の二までの規定は適用しない。
- 一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の規定による許可の申請又は同法第二十七条第一項の規定による保安林の指定の解除の申請
- 二 電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第四十七条第一項若しくは第二項の規定による認可の申請又は同法第四十八条第一項の規定による届出
- 三 都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第二十九条の規定による許可の申請
- 四 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の規定による許可の申請
- 3 附則第一項に規定する施行の日前に条例第八章の二の規定による手続を経た準対象事業（施行の日以後その内容を変更せず、事業規模を縮小し、又は新規則第四十六条第一項の規定による軽微な変更若しくは同条第二項の規定による変更のみをして実施されるものに限る。）であつて、この規則の施行の際に、新たに対象事業に該当するものについては、条例第三章から第八章までの規定は適用しない。
- 4 前二項の規定は、附則第一項に規定する施行の日以後五年以上を経過した後に当該対象事業又は当該準対象事業に着手しようとする場合には適用しない。
- 5 この規則の施行により新たに対象事業又は準対象事業に該当するものについて附則第一項の施行の日以後に当該事業を実施する者は、この規則の公布の日から附則第一項の施行の日前において、対象事業にあつては条例第三章から第八章までの規定による環境影響評価その他の手続、準対象事業にあつては条例第八章の二の規定による簡易的環境影響評価その他の手続を行うことができる。
- 6 前項の規定による手続が行われた対象事業又は準対象事業については、当該手続は、条例の相当する規定により附則第一項の施行の日に行われたものとみなす。

公安委規則

三重県警察の留置施設の実地監査に関する規則をここに公布します。

令和八年十月二日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

三重県公安委員会規則第七号

三重県警察の留置施設の実地監査に関する規則

(趣旨)

- 第一条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第十八条の規定に基づき、留置施設の実地監査（以下「実地監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実地監査計画)

- 第二条 三重県警察本部長（以下「本部長」という。）は、毎年度、実地監査を実施するための計画（以下「実地監査計画」という。）を作成しなければならない。
- 2 実地監査計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- Ⅰ 実地監査の重点項目
- Ⅱ 実地監査の時期
- Ⅲ 実地監査の方法
- Ⅳ 実地監査を行う監査官

- 3 本部長は、実地監査計画を作成したときは、これを公安委員会に報告するものとする。
(実施)

第三條 本部長は、実地監査計画に従い、毎年度一回以上、全ての留置施設において、前条第二項第四号の監査官に実地監査を行わせるものとする。

(公安委員会への報告)

第四條 本部長は、実地監査を実施したときは、その結果を取りまとめ、公安委員会に報告するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 610 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 8 年 10 月 2 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 6 月 11 日 第 3 号

- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
鈴鹿農業協同組合	組合長 谷口 俊二	三重県鈴鹿市地子町 1268 番地

- 3 変更内容

- (1) 代表者の役職名の変更

変更後

代表者の氏名
組合長 谷口 俊二

変更前

代表者の氏名
代表理事組合長 谷口 俊二

三重県告示第 611 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を熊野市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 8 年 10 月 2 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 通知することができない者の氏名

橋爪 弘樹

- 2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市五郷町寺谷丸山 1311

- (2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

研屋 秀夫

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

熊野市神川町神上字高原瀬 1870 の 1

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 612 号

次の加入区及び区域に係る漁業災害補償法(昭和 39 年法律第 158 号)第 108 条第 4 項の規定による区域内特定養殖業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 8 年 10 月 2 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

加入区の名称	区 域
特定のり 木曽岬加入区	伊曽島漁業協同組合のうち木曽岬の地区
特定のり 菅島・安楽島加入区	鳥羽磯部漁業協同組合のうち菅島及び安楽島の地区

公 告

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 8 年 10 月 2 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

高野井土地改良区(津市一志町八太 1358 番地 1)

退任理事

津市一志町八太 1669 番地 2

守 山 正 己

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 10 月 2 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ヤマナカアルテ津新町
 津市博多町 136-1
 - 2 津市から聴取した意見
 意見なし
 - 3 意見の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
 令和 8 年 10 月 2 日から同年 11 月 2 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により、四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 10 月 2 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオン四日市尾平ショッピングセンター
 四日市市尾平町字天王川原 1805 番地 ほか
 - 2 四日市市から聴取した意見
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
 店舗近隣は、三重平中学校・神前小学校区にあり、児童生徒の通学路や行動範囲が、来客及び業者車両経路等と重複するため、交通整理員等の人的配置も含め、児童生徒の安全確保を十分に行うこと。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
 - ① 来店車両、搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排ガスや騒音の軽減に努めること。
 - ② 搬入車両の入庫作業と荷捌きは、苦情が発生しないように配慮して行うこと。
 - ③ 実際に苦情が発生した際には、真摯に対応を行うこと。
 - ④ 騒音規制法、振動規制法及び三重県生活環境の保全に関する条例の騒音及び振動関係の届出が必要な場合、環境政策課に届出するとともに当該敷地境界において規制基準を遵守すること。
 - (3) その他
 - ① 環境関連法令等に該当する施設を設置する場合には事前に届出が必要となるため、予め環境政策課と協議すること。
 - ② 青少年の健全育成のため、青少年のみまもり活動等に協力すること。
 - ③ こども未来課青少年育成室の補導員等による街頭パトロール巡回に対する理解・協力のお願い。
 - 3 意見の縦覧場所
 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
 令和 8 年 10 月 2 日から同年 11 月 2 日まで
 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 10 月 2 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和8年9月18日から令和9年1月6日まで

3 作業地域

桑名市福岡町及び同市福地

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和8年10月2日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和8年9月18日から令和9年1月6日まで

3 作業地域

桑名市福地及び同市福江

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和8年10月2日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和8年8月27日から令和9年1月19日まで

3 作業地域

四日市市萱生町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和8年10月2日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和8年9月8日から令和9年2月4日まで

3 作業地域

度会郡大紀町野原

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県志摩建設事務所長から通知がありました。

令和8年10月2日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（数値図化測量）

2 作業期間

令和8年9月1日から令和9年1月30日まで

3 作業地域

志摩市の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 9 月 4 日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 10 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量及び地形測量）
- 2 作業地域
度会郡南伊勢町小方竈

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県志摩建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 8 年 10 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 (m)	延 長 (m)
令和 8 年 9 月 16 日	株式会社 SANU 代表取締役 福島 弦	東京都新宿区新小川町 8-30 THE PORTAL i i d a b a s h i 2 階	志摩市阿児町神明字里 中 49-6 ほか 1 筆ほか	A	4.0	2.9

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 9 条第 1 項の規定により二級建築士の免許を取り消しましたので、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 10 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 免許の取消しをした年月日
令和 8 年 9 月 18 日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、二級建築士又は木造建築士の別及び登録番号
花井 昌之
二級建築士
三重県知事登録第 5874 号
- 3 免許の取消しの理由
建築士法第 8 条の 2 第 1 号の規定に基づく二級建築士の死亡の届出があったため

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和 8 年 10 月 2 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 受付期間
令和 8 年 10 月 2 日（金）から同月 31 日（土）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和 8 年 12 月 2 日（水）まで随時申込みを受け付けます。
- 2 受付場所
受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。
北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1
中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合
〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 501 エトアール津 102

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体

〒514-0008 三重県津市上浜町1丁目 501 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数 (優先戸数)
北勢 ブロック	桑名	川成 (一般・単身可)	1
	川越	豊田一色 (一般)	1
	四日市	高見ヒルズ (一般・単身可)	2(1)
		あこず (高齢者・単身可)	1
		あこず (一般・単身可)	1
		笹川 (子育向)	2
		笹川 (高齢者・単身可)	1
		笹川 (一般・単身可)	1
		笹川第二 (高齢者・単身可)	1
		河原田 (一般・単身可)	1
	鈴鹿	高岡山杜の郷 (一般・単身可)	3(1)
		桜島 (高齢者・単身可)	1
		桜島 (一般・単身可)	2(1)
	亀山	鹿島 (一般)	1
中勢伊賀 ブロック	津	千里 (高齢者・単身可)	1
		白塚 (高齢者・単身可)	3
		白塚 (一般・単身可)	2(1)
		一身田 (高齢者・単身可)	3
		パールハイツ西丸之内 (一般)	1
		船頭町 (一般・単身可)	2(1)
		結城 (高齢者・単身可)	2
	伊賀	カーサ上野 (一般)	1
	名張	蔵持 (高齢者・単身可)	1
南勢 ブロック	松阪	大黒田 (一般・単身可)	1
		粥田 (一般・単身可)	1
		和屋 (身障者)	1
		上川第二 (一般・単身可)	1
		エスペラント末広 (一般)	1
	伊勢	辻久留 (一般・単身可)	1
		西豊浜 (一般・単身可)	1
		五十鈴川 (身障者)	1
		五十鈴川 (一般・単身可)	1
東紀州 ブロック	尾鷲	古江 (一般・単身可)	1
	熊野	井土 (高齢者・単身可)	1
	御浜	オレンジハイツ御浜 (一般)	2(1)

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者
- (2) 同居者がいる場合は、親族（婚約者、同性パートナー、内縁関係にあるもの及び里親に委託されている児童を含む。）であること。
- (3) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は

遅延損害金を滞納しているもの

イ 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの

ウ ア又はイに掲げる者（連帯保証人は除く。）と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）

(5) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。

ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。

イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。

ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から2年を経過していないこと。

(6) 地方税を滞納していないこと。

(7) 緊急連絡人を確保すること。

(8) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
